富士見町環境保全条例施行規則

昭和53年12月25日規則第16号
一部改正 昭和60年９月25日規則第５号
全部改正 昭和63年３月22日規則第１号
一部改正 平成３年４月１日規則第２号
一部改正 平成６年９月26日規則第17号
一部改正 平成８年12月４日規則第15号
一部改正 平成12年９月21日規則第26号
一部改正 平成13年12月20日規則第20号
一部改正 令和４年７月11日規則第17号

（趣 旨）

第１条　この規則は、富士見町環境保全条例（昭和63 年富士見町条例第２号。以下「条例」という。）の規定に基づき条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（特定事業）

第２条　条例第２条第１項第１号の規定による特定事業とは、別表第１に掲げるものとする。

（開発事業）

第３条　条例第２条第１項第３号の規定による開発事業とは、別表第２に掲げるものとする。

（特定事業の届出）

第４条　条例第11条及び第12条の規定による届出は、様式第１号による。

（規制基準）

第５条　条例第13条第１項の規定による規制基準は、別表第３に掲げるものとする。

（計画変更の勧告命令）

第６条　条例第13条第１項及び第32条の規定による勧告は、様式第２号によるものとする。

２　条例第13条第２項及び第40条の規定による命令は、様式第３号によるものとする。

３　条例第13条第３項の規定による措置の届出は、様式第４号によるものとする。

（廃止の届出）

第７条　条例第14条の規定による廃止の届出は、様式第５号によるものとする。

（井戸を掘る場合の許可申請）

第８条　条例17条の規定による申請書は、様式第６号によるものとする。

（地下水許可）

第９条　条例第18条の規定による許可及び承認は、様式第６号－２によるものとする。

（井戸の設置等の届出）

第10条　条例第19条の規定による設置の届出は、様式第６号－３によるものとする。

２　条例第19条の２の規定による完成の届出は、様式第７号によるものとする。

３　条例第21条の規定による廃止の届出は、様式第８号によるものとする。

（開発許可申請）

第11条　条例第24条の規定による申請書は、様式第９号によるものとする。

（許　可）
第12条　条例第25条の規定による様式第９号－２、様式第９号－３によるものとする。
（開発基準）
第13条　条例第25条第１項第２号の規定による開発基準は、別表第４に掲げるものとする。
（審査会の意見を聞くことを要しない開発行為）
第13条の２　条例第25条の規定による審議会の意見を聞くことを要しない開発行為は、次の各号に掲げる事項とする。
(1)　10戸未満若しくは2,000㎡未満の販売又は賃貸を目的とした宅地造成及び賃貸住宅の建築を目的とした宅地造成
(2)　保健休養地内における屋外広告物
(3)　宅地分譲及び宅地開発のために新設する進入路であって、延長が30m未満のもの
（事前協議申出）
第14条　条例第26条の規定による事前協議申出は、様式第10号によるものとする。
第15条　条例第27条第１項の規定による届出は、様式第11号によるものとする。
２　条例第27条第１項の規定による届出は、様式第12号によるものとする。
（簡易浄化槽の能力）
第16条　条例第29条の規定による排水処理簡易浄化槽は、放流口で生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）除去率がおおむね50％以上及び懸濁物質量（ＳＳ）除去率がおおむね80％以上の処理能力をそなえたものとし、容量は0.25㎥以上のものとする。
（簡易浄化槽の設置届出）
第17条　条例第30条の規定による届出は、様式第13号によるものとする。
（協　定）
第18条　条例第36条の規定による協定書は、様式第14・15号によるものとする。
（完了届）
第19条　条例第30条の規定による完了届は、様式第13号－２によるものとする。
（身分証明書）
第20条　条例第37条第２項の規定による身分証明書は、様式第16号によるものとする。
附　則
この規則は、昭和63年４月１日から施行する。
附　則（平成３年４月１日規則第２号）
この規則は、平成３年４月１日から施行する。
附　則（平成６年９月26日規則第17号）
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（平成８年12月４日規則第15号）
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（平成12年９月21日規則第26号）
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（平成13年12月20日規則第20号）
この規則は、公布の日から施行する。

別表　第１

（条例第２条関係）

特　定　事　業

１．汚水又は排液にかかる特定事業

番号	区　　分	名　称　及　び　規　模
1	畜　　産　　業	（１）豚の飼育場　豚房面積30㎡以上のもの （２）牛馬の飼育場　牛馬房面積100㎡以上のもの
2	浄　化　槽　設　置　者	一般家庭を含む全施設
3	合成樹脂製品製造業	１ヶ月通常排水50㎥以上のもの
4	イ．自動車修理整備業 ロ．自動車燃料小売業 ハ．道路旅客貨物運送業	１ヶ月通常排水50㎥以上のもの
5	イ．鉄工加工業 ロ．金属製品製造業 ハ．非鉄金属製品製造業 ニ．一般機械器具製造業 ホ．精密機械器具製造業	１ヶ月通常排水50㎥以上のもの
6	イ．旅館(旅館、民宿、モーテル) ロ．飲食業 ハ．飲食料品製造業 ニ．飲食料品小売業 ホ．病院診療所 ヘ．公衆浴場業 ト．クリーニング業	１ヶ月通常排水50㎥以上のもの
7	イ．砕石、砂利採取等石材業 コンクリート製品製造業 ロ．写真現像業、せっけん製造業 ハ．理髪業 ニ．紙製品製造業 ホ．ガラス製品製造業	１ヶ月通常排水50㎥以上のもの
8	廃棄物焼却場	焼却能力１時間当たり200kg以上のもの
9	肥料飼料製造業	すべてのもの
１０	塗　　装　　業	すべてのもの
１１	産業廃棄物処理業	すべてのもの

２．騒音振動にかかる特定事業

番号	区　　分	名　称　及　び　規　模
1	金　属　加　工　業	（１）圧延機械　原動機定格出力合計22.5KW以上のもの （２）製管機械　すべてのもの （３）ベンディングマシン　ロール式のものであって、原動機定格出力3.75KW以上のもの （４）液圧プレス　矯正プレスを除く （５）せん断機　原動機定格出力3.75KW以上のもの （６）鍛造機　すべてのもの （７）ワイヤーフォーミングマシン　すべてのもの （８）ブラスト　タンブラスト及び密閉式のものを除く （９）タンブラー　すべてのもの （１０）機械プレス　呼び加圧能力294KN以上のもの
2	砕石及び石材業 砂　利　採　取　業	（１）破砕機　原動機定格出力7.5KW以上のもの （２）摩砕機　原動機定格出力7.5KW以上のもの （３）ふるい　原動機定格出力7.5KW以上のもの （４）分級機　原動機定格出力7.5KW以上のもの （５）石材引割　すべてのもの （６）ベルトコンベアー　ベルト幅30㎝以上のもの
3	木　材　加　工　業	（１）ドラムバーカー　すべてのもの （２）チッパー　原動機定格出力2.25KW以上のもの （３）砕木機　すべてのもの （４）帯のこ盤　製材用のものにあっては原動機定格出力15KW以上のもの、木工用のものにあっては原動機定格出力2.25KW以上のもの （５）丸のこ盤　製材用のものにあっては原動機定格出力15KW以上のもの、木工用のものにあっては原動機定格出力2.25KW以上のもの （６）かんな盤　原動機定格出力2.25KW以上のもの （７）たてのこ盤　原動機定格出力2.25KW以上のもの
4	せ　ん　維　加　工　業	（１）紡績機械　すべてのもの （２）織機　原動機を用いるもの （３）編紐機　すべてのもの （４）撚糸機　すべてのもの

5	穀物用製粉 精米業	（1）製粉機　すべてのもの （2）精米機　すべてのもの
6	製綿業	（1）製綿機　すべてのもの
7	印刷業	（1）印刷機械　原動機を用いるもの （2）抄紙機　すべてのもの
8	合成樹脂製品 製造業	（1）合成樹脂射出成型機　すべてのもの
9	建設用資材 製造業	（1）コンクリートプラント　気ほうコンクリートプラントを除き、混練機混練容量0.45㎥以上のもの （2）アスファルトプラント　混練機混練重量200kg以上のもの
１０	金属製品製造業	（1）鋳型造型機　ジョルト式のもの
１１	その他事業	（1）空気圧縮機　原動機定格出力7.5KW以上のもの （2）送風機　原動機定格出力7.5KW以上のもの （3）冷凍機　原動機定格出力2.25KW以上のもの （4）集じん機　原動機定格出力2.25KW以上のもの

３．悪臭にかかる特定事業

番号	区分	名称及び規模
1	畜産業	（1）豚の飼育場　豚房面積30㎡以上のもの （2）山羊等飼育場　山羊等房面積30㎡以上のもの （3）牛馬の飼育場　牛馬房面積100㎡以上のもの （4）鶏の飼育場　鶏房面積50㎡以上のもの
2	飲食料品製造業	１ヶ月の通常排水50㎥以上のもの
3	塗装業	すべてのもの
4	金属製品製造業	１ヶ月の通常排水50㎥以上のもの
5	廃棄物焼却場	（1）焼却炉　焼却能力１時間当たり200kg以上のもの （2）ペット類の焼却　すべてのもの
6	汚物汲取業	（1）格納庫　すべてのもの（移動作業は除く）
7	肥料・飼料製造業	すべてのもの
8	産業廃棄物処理場	すべてのもの

４．ばい煙にかかる特定事業

番号	区　　分	名　称　及　び　規　模
1	ボイラー使用業	（1）ボイラー　燃料の燃焼能力が重油換算１時間当たり50リットル以上のもの
2	金属製品製造業	（1）溶解炉　火格子面積１㎡以上のもの
3	廃棄物焼却場	（1）焼却炉　焼却能力１時間当たり200kg以上のもの （2）ペット類の焼却　すべてのもの
4	廃品回収業	すべてのもの
5	自動車解体業	すべてのもの
6	産業廃棄物処理場	すべてのもの

５．粉じんにかかる特定事業

番号	区　　分	名　称　及　び　規　模
1	砕石業、砂利採取業建築資材製造業	（1）ベルトコンベアー　ベルト幅30㎝以上のもの （2）バケットコンベアー　バケット容量0.01㎥以上のもの （3）破砕機　原動機定格出力7.5KW以上のもの （4）ふるい　原動機定格出力５KW以上のもの
2	石材業	すべてのもの
3	鉱物又は土石の堆積場	（1）堆積場　面積300㎡以上のもの
4	穀物用製粉精米業	（1）精米機　すべてのもの （2）製粉機　すべてのもの

別表 第2

（条例第２条関係）

開　発　事　業

区　　分	規　　模
（１） 宅　地　開　発　事　業	（１）販売又は賃貸を目的とした10戸以上 若しくは2,000㎡以上の宅地造成 （２）賃貸住宅の建築を目的とした10戸以上 若しくは2,000㎡以上の宅地造成 （３）建築物の建設又は特定工作物の用に供する目的で行なう2,000㎡以上の土地の形質変更 （但し、農林漁業の用に供する建築物及び事業者自らの生活の用に供する住宅建築のための土地の形質変更は除く。）
（２） 保健休養地内開発事業	長野県企業局及び富士見町開発公社が開発した地区（八ヶ岳地区、青木の森地区、池の十地区）及び長野営林局が開発したふれあいの郷地区における建築物その他の工作物の建築又は増改築で、次の基準をこえる行為 （１）建築物　イ、高さ９ｍ以上又は延面積500㎡以上 ロ、営利を目的としたもの （２）土地の形質変更 2,000㎡以上 （３）屋外広告物 主要幹線道路添
（３） 工　場　開　発　事　業	（１）営業のため物品の製造若しくは加工又は印刷の目的に使用する場所であって、2,000㎡以上の土地の形質変更 （２）高さ２ｍをこえる切土、盛土を伴う土地の形質変更
（４） 観　光　開　発　事　業	営業のための施設、宿泊、レジャー施設等の開発を行う行為
（５） そ　の　他　開　発　事　業	（１）2,000㎡以上の土地の形質変更及び高さ２ｍをこえる切土、盛土を伴う土地の形質変更 （２）宅地分譲及び宅地開発のために新設する進入路（車道）であって、その延長が30ｍ以上（類似施設も含む） （３）特定事業（類似事業も含む）のうち、環境保全上特に必要と認めた事業 （４）温泉ボーリング、鉄塔…ダム建設、その他環境保全上特に必要と認めた事業

別表　第３

（条例第13条関係）

1.　排液にかかる規制基準

（　　）内は日間平均

番号	項目／区分	水温	外観	臭気	水素イオン指数	生物化学的酸素要求量単位1ℓにつきmg 日間平均	生物化学的酸素要求量単位1ℓにつきmg 最大	浮遊物質単位1ℓにつきmg	ノルマンヘキサン抽出物含有量1ℓにつきmg	説明
1	畜産業	排出先の公共水域の水質に著しく変化を与えないと認められる程度	同左	同左	5.8以上 8.6以下	120以下	160	200 (150)		大腸菌群 3,000個
2	し尿浄化槽設置者					20		50 (30)		※
3	合成樹脂製品製造業					120	160			
4	自動車修理整備業 自動車燃料小売業 道路旅客貨物運送業					120	160	200 (150)	鉱油 5	①各事務所から排出する排出水はすべて油浮遊物沈澱物を完全に除却したのちに排出をする。 ②処理槽は油分汚泥が堆積しないよう適切に維持管理をする。
5	鉄鋼加工業 金属製品製造業 非鉄金属製造業 一般機械器具製造業					120				
6	旅館業 (旅館、民宿、モーテル) 飲食業 飲食料品製造業 飲食料品小売業 病院診療所 公衆浴場業 クリーニング業					120	160		動植物油 30	
						100	130		鉱油 5	
7	砕石業 砂利採取業 石材業 コンクリート製品製造業 写真現像業 石けん製造業 理容業 紙製品製造業 ガラス製品製造業					120	160			
						30	40	40		
8	廃棄物焼却場					120	160	200 (150)	鉱油 5	
9	肥料飼料製造業								動植物油 30	
10	塗装業								鉱油 5	
11	産業廃棄物処理場									

※　季節的使用施設についての指導基準は別に定める。

2. 騒音にかかる規制基準

時間帯の区分及び基準値

地域の種類	基準値		類型をあてはめる地域
	昼間（午前6時から午後10時まで）	夜間（午後10時から翌日の午前6時まで）	
AA	50デシベル以下	40デシベル以下	環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（平成5年政令第371号）第2項の規定により県知事が地域の区分ごとに指定する地域
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下	
C	60デシベル以下	50デシベル以下	

（注）1　AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
2　Aを当てはめる地域は、第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域とする。
3　Bを当てはめる地域は、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、付表の地域とする。
4　Cを当てはめる地域は、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域とする。
5　A.B.C.の地域類型とは、都市計画法の規定に基づく用途地域をいう。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考
車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
この場合において、幹線交通を担う道路に接近する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下

（備考）
個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間であっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

1　「幹線交通を担う道路」とは、道路法第3条の規定による高速自動車道国道、一般道路、県道及び市町村道（市町村にあっては4車線以上）の区間に限る。
2　「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定する。
(1)　2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路　15メートル
(2)　2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路　20メートル
（注）評価手法は等価騒音レベル（Leq）とする。

（付表）

富士見町の地域のうち、次に掲げる地域
ア、富士見の一部　イ、落合の一部　ウ、境の一部　エ、乙事の一部　オ、立沢の一部

別表 第４

（条例第 25 条関係）

開 発 基 準

1. 共 通 事 項

（１）開発事業により設置される道路、排水路、水道施設、し尿ごみ処理施設、防災施設等公共的施設について、町に移管するものについてはその条件を、事業者が直接管理するものについては管理体制を、それぞれ明確にすること。

（２）開発地域に公共道路計画があるときは、これに適合すること。

（３）道路巾員は、４m以上としてこの外に側溝を設け主要道路は必要に応じ舗装すること。

（４）必要に応じ交通安全施設を設置すること。

（５）排水路は上流の雨量、放流先の排水能力等を考慮した構造及び規模とすること。また開発区域その周辺の区域及び下流の地域において溢水による被害を防止するための処置を講ずること。

（６）既存の水道等の水量及び水質の維持に支障がないよう、水源周辺の保護を図ること。

（７）土地の形状変更は、最小限にとどめ、多量な土の移動は避けるものとし移動する場合は擁壁水抜きの設置、段切り等を行い土砂の流出防止に万全を期すること。なお擁壁のない法面等については、植林、芝張り等による緑化修景すること。

（８）開発区域（事業）の公道から開発区域に至る進入道路はできるだけ少なくし、かつ縦断勾配が9%をこえるものは、舗装のうえすべり止めをするものとし、安全な交通が確保できるものとすること。

（９）開発事業により影響のある道路、河川、防災施設等の改良又は、補修に要する経費は事業者の負担とすること。

(10) 開発事業に起因する土砂流出等により事業者以外の者に被害を与えたときの処置を明確にすること。

(11) 開発地域について将来想定される需要に応じられる量の用水確保の見通しがあること。

(12) 区域内に設ける消防水利施設の計画にあたっては、消防本部と協議して定めること。

２．保健休養地内開発事業

（１）開発地内における主要幹線道路の両側各20m以内幹線道路両側各10m以内には、建築物等の施設を設置しないこととし、緑地帯として保存すること。

（２）別荘団地等の造成に係る工作物は道路、給排水施設等居住者の日常生活に必要であり、かつ共通に整備することが適当であるもののみとし、１区画の面積は、1,000㎡以上を基準とすること。

（３）建築物の設置については、次のとおりとする。

（ア）建築物の高さは15m以下とする。（最低部より最高の高さ）

（イ）建ぺい率は20%以下、容積率は40%以下とする。ただし、１棟あたりの建築面積は2,000㎡以下とする。個人の施設にあっては２階建以下とし、ペンション等旅館業法

（昭和 23年法律第138号）第２条に規定する旅館業の施設（以下「ペンション等」という。）の専用の分譲地と個人分譲地との間に十分な緩衝地帯を設け、かつ、その区域を明確にしたうえ造成する場合は、この限りでない。この場合にあっては、自然保護協定においてペンション等以外の用途には用いないよう購入者に周知させる旨を確認すること。

（ウ）集合別荘又は分譲ホテルにあっては、敷地面積を戸数又は分譲数で除した面積が250㎡以上であること。

（エ）建物の外部の色彩は、周囲の自然と調和のとれたものとし、Ｄ－３憩いの森地区については隣接境界より5.0m以内に建築物を建てないこと。

（４）し尿及び雑排水は合併処理により、放流水のBOD値を20PPM以下に処理しトレンチ法により土中へ拡散し、地下水に影響を及ぼさないよう区画内で処理すること。この場合あらかじめ町長と協議しなければならない。なお、合併処理できない施設については、し尿はくみとり式とし雑排水は、簡易浄化槽により地下水に影響を及ぼさないよう区画内で処理すること。

（５）へい、その他しゃへい物は、できる限り設けないこと。やむをえず設ける場合は生垣とすること。

（６）屋外広告物は面積５㎡以内のものとする。ただし、町長が公益上必要と認めたものは、この限りでない。なお色彩は周囲の自然と調和のとれたものとする。

３．宅地等開発事業

（１） 開発区域の規模に応じ必要なときは、公共用地（集会施設…防火用水…ゴミステーション等）を確保すること。

４．細部の基準

①（造成と保護）

自然を保全するための措置が、次の各号に掲げる事項及び規則で定める基準に適合していること。

（１）造成は、地形に応じて行わなければならない。止むを得ず地形を変更する場合にあっては、最小限にとどめ、変更後はその地域に適した植生を行うこと。

（２）開発地周辺の水源地の保護並びに汚染防止のため、湧水地周辺１ｈａ以上、井戸の周辺10ａ以上及び河川流域両岸に幅10m以上の保護林を設けるものとし、当該地域は分譲若しくは賃貸しないこと。

（３）既存の耕地との間に緑地帯を設けること。

②（給水施設）

水道施設は、水道法（昭和32年法律第177号）の認可又は確認を受けること。

何人も、水道施設及びその周辺の清潔保持に留意し、当該施設の周囲20m以下に建築物を構築しないこと。

③（廃棄物の処理）

廃棄物（し尿、雑排水を含む。）の処理は、施設を設け、自らの責任において処理すること。

④（排水路等）

排水路その他の排水施設については、次の事項が定められていること。

（１）洪水調整のための遊水池が適当に配置されていること。
（２）前条の施設から流出する排水の放流先が、河川に放流されるよう設計が定められており、下流水利権者の同意が得られること。
⑤（ゴルフ場の造成）
ゴルフ場、遊園地の造成にあたっては、地形に応じた造成を行うものとし、４０％以上の樹林地帯を設けなければならない。
⑥（道路、公園等）
道路、公園、広場その他の公共の用に供する空地（防火用貯水施設を含む。）が次の各号に掲げる事項を勘案して、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上適当に配置され、かつ、規則で定める基準に適合していること。
（１）開発区域の規模、形状及び周辺の状況
（２）開発区域内の土地の地形及び地盤の性質
（３）予定建築物の用途
⑦（小規模開発）
条例第２条第１項第３号に規定する開発事業について、規則で定める基準以下の開発事業については、次の事項を遵守しなければならない。
排水水路その他の排水施設が、次の各号に掲げる事項を勘案して、開発地内における生活に起因し、若しくは付随する廃水又は雨水を有効に排出するとともに、その排出によって開発区域及びその周辺の地域に被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されるように設計が定められていること。
（１）当該地域における降水量
（２）④に掲げる事項及び放流先の状況及び下流水利権者の同意を必要とすること。
⑧（公共用地等の確保）
公共用地及び集会所の設置が、規則で定める基準に従って定められていること。
⑨（緑化の推進）
緑豊かな自然環境の中で生活することは何人も希求するところであり、この緑からの恵沢に鑑み、町民は、樹木の保護及び緑化（草花を含む。）の推進に努めなければならない。
⑩（建築物等の周囲の緑化）
建築物その他の施設の設置者は、建物の敷地に樹木、花等の植栽可能な場所を確保し、その緑化に努めなければならない。（極力コンクリート構造物等はさけること。）
⑪（工場の周囲の緑化）
工場を新設（移築を含む。）しようとする者は、敷地内に緑地帯を設け、植樹に努めなければならない。
⑫（夜間照明施設の設置等基準）
（１）夜間照明の施設を設置しようとする場合は、照明施設（ポール）の結ぶ線から外周約30ｍの範囲内に土地…建物を所有する者全員の同意書を提出すること。
（２）照明施設の設置数は、最小限にとどめ、照度基準（JISZ9110 No.１、No.２）を準用すること。
（３）照明施設の高さについては、原則として14m以下（建築物９ｍ、塔屋等５ｍ以内か

ら）とする。

（グランド面を基準高とする。）

（４）照明の使用時間は、午後10時までとする。

（５）照明施設の設置にあたっては、周囲の公衆用道路等の交通に支障のないように十分配慮すること。

（６）運営にあたっては、周囲に迷惑を及ぼさないように配慮をし、万一苦情が発生した場合は、事業者の責により速やかに解決する旨の確約書を提出すること。

ＪＩＳ　Ｚ９１１０　No.１学　校（屋外）

場　　所

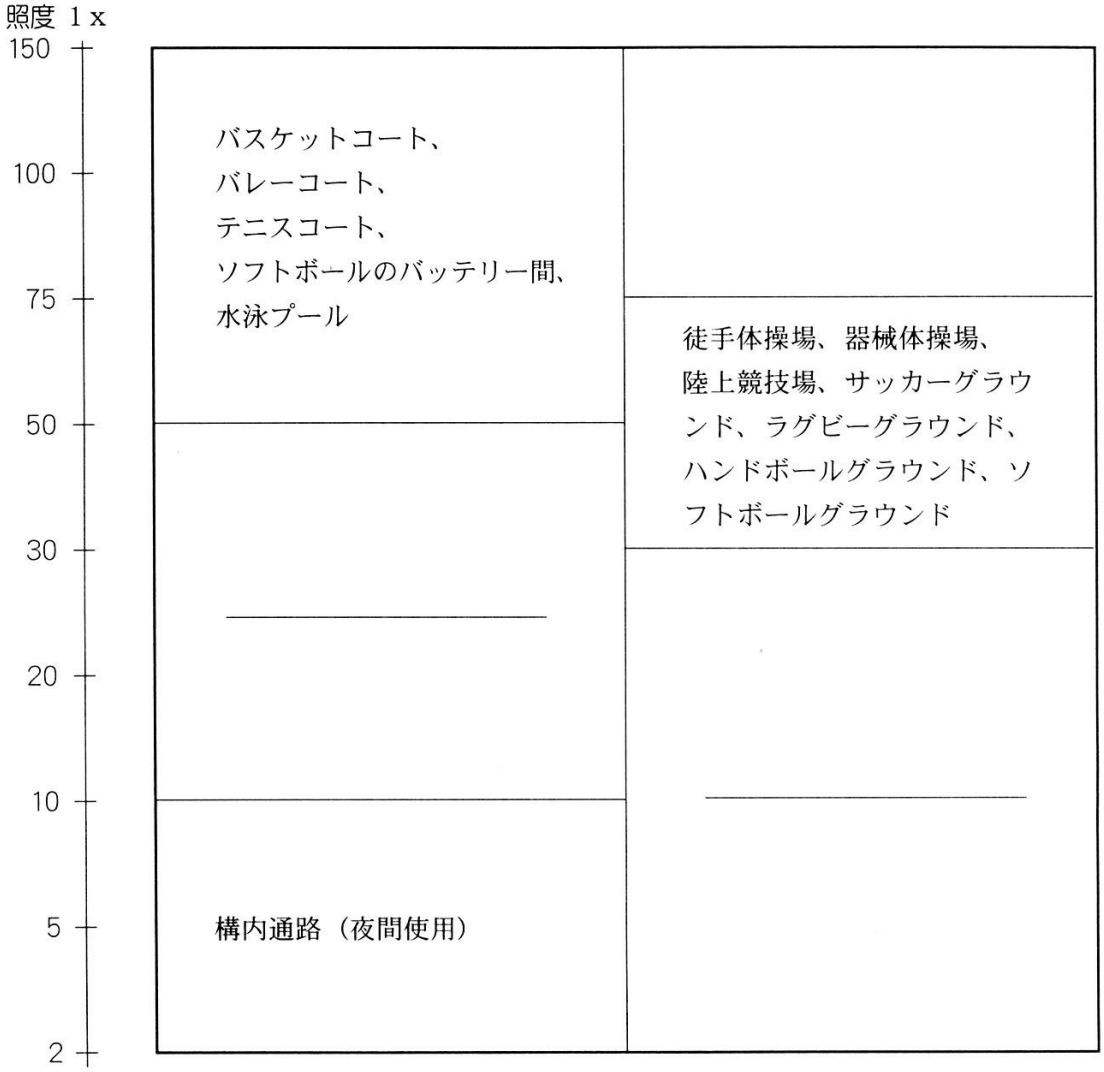

JISZ9110 No.2 運動場・競技場

照度(lx)	体操	陸上競技(トラックフィールド)	水泳	柔道 剣道 フェンシング	相撲 ボクシング レスリング	弓道 アーチェリー 屋内	弓道 アーチェリー 屋外	テニス	卓球 バドミントン	バスケットボール バレーボール	サッカー ラグビー アメリカンフットボール ハンドボール ホッケー	野球 硬式	野球 軟式	ソフトボール	スキー	アイススケート ローラスケート 屋内	アイススケート ローラスケート 屋外	ゴルフ(練習場)
10000																		
5000					——							——						
3000	——		——	——	職業試合			——	——	——		職業試合内野				——		
2000		——			——	——											——	——
1500													——	——	——			
1000	公式競技		公式競技	公式競技	公式競技			公式競技	公式競技	公式競技		職業試合外野				公式競技		
750						一般競技ターゲット(18)							一般競技内野					
500	一般競技	公式競技	一般競技	一般競技	一般競技	レクリエーションターゲット(18)		一般競技	一般競技	一般競技	公式競技		一般競技内野			一般競技	公式競技	
300													一般競技外野					
200	集団体操	一般競技	——	練習	練習	一般競技射場	ターゲット(18)	レクリエーション	レクリエーション	——	一般競技	——	一般競技外野	レクリエーション内野	一般競技内野	シャンツエ	レクリエーション	一般競技	ティーグランド
150																		
100	——	——	練習 レクリエーション	——	——	レクリエーション射場		——	——	レクリエーション	レクリエーション	——	——	レクリエーション外野	一般競技外野 レクリエーション内野	リフトロープトウ(18)	——	レクリエーション	フェアウエイ(18)
75							射場											
50	観客席	練習	——	観客席	観客席			観客席	観客席	観客席	——	職業試合観客席	——		レクリエーション外野	——	観客席	——	バッティンググランド
30						——	——											
20	——	観客席	観客席	——	——			——	——	——	観客席	——	一般競技観客席	観客席	観客席	グレンデ	——	観客席	——
10																		

㊟ (18)鉛直面照度による。

備考 1. カラーテレビジョンの撮影には特に考慮して1500lx 以上とすることがのぞましい。
2. 営業設備などで不特定多数の人を収容するレクリエーションでは欄中の最高の照度とすること。

⑬（別荘団地）

（１）開発区域内のうち次に掲げる土地は保存緑地として確保するものとする。

ア．地形こう配が30°を超える傾斜地

イ．主要幹線道路の両側20m以内及び団地内主要道路の両側10m以内

（２）分譲地の造成にかかる工作物は、道路、給排水施設、境界杭等居住者の日常生活に必要であり、かつ、共通に整備することが適当であるもののみとする。

（３）団地内道路の建設において擁壁工を必要とする場合は、できる限り自然石による石積又は石張工とする。

（４）建築物の設置については、次のとおりとするものとする。

ア．建築物の高さは15m以下とする。

イ．建ぺい率は20％以下、容積率は40％以下とする。ただし、１棟あたりの建築面積は2,000㎡以下とし、個人の施設にあっては２階建以下とする。

ウ．集合別荘又は分譲ホテルにあっては、敷地面積を戸数又は分譲数で除した面積が250㎡以上であること。

エ．建築物の外部色彩は原色を避け周囲との調和を考慮すること。

オ．へい、その他のしゃへい物はできる限り設けないこととし、やむをえず設けなければならない場合には生垣とする。

カ．樹林は可能な限り残存させ、積極的に修景植栽を行うものとする。

⑭（季節的使用施設（別荘等）に合併処理浄化槽を設置する場合の指導基準）

季節的使用施設（別荘等）に合併処理浄化槽を設置しようとする者は、事前に町と協議をする事を必要とし、次の事を遵守する。

１．合併処理浄化槽の設置に当たっては、長期間無人であっても、流量調整の配慮があり、BOD除去率90％以上、放流水のBODが20mg/ℓ以下の機能が維持され、窒素20mg/ℓ以下で、りん除去の配慮がされていること。

２．設置の届け出を行うに当たり、有資格保守点検業者と管理契約を結ぶこと。

３．設置者は、必ず別荘管理事務所の承諾を得ること。

４．管理事務所は浄化槽設置者及び保守点検業者を把握し、管理方法の確認をするとともに、当該地区の設置浄化槽について、通常の点検を行い、異常のある場合は、ただちに設置者及び保守点検業者に連絡する。

５．浄化槽の電源は独立させ、施設を使用しない期間においても、電源を切らない配慮がされていること。

６．冬期の凍結の恐れがないよう、常時循環できる構造であること。また施行工事においては、充分冬期対策が行われていること。

７．所有者（使用者）が変更した場合は、速やかに町に連絡すること。

８．管理者、保守点検業者、清掃業者が環境汚濁に係る異常な水質悪化、槽の破損、漏水等を認めた時は、ただちに町に報告し設置者は速やかに改善すること。

９．諏訪南浄化槽管理組合に加入すること。

この基準は、平成８年12月４日から適用する。